

令和4年度第3回市川市介護保険地域運営委員会

日 時：令和5年2月1日（水）
午後2時～午後3時30分（予定）
場 所：市川市役所第1庁舎5階
第1委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和5年度地域包括支援センターについて（諮問）
 - ①令和5年度市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）
基本指針・運営指針
 - ②令和5年度市川市高齢者サポートセンター事業計画
- (2) 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について（報告）
- (3) 地域密着型サービスの公募について（報告）
- (4) 令和5年介護給付適正化事業について（報告）
- (5) 市川市の介護保険事業の特徴について（報告）
- (6) 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について（報告）
- (7) その他

3 閉 会

《配付資料》

- ・ 会議次第
- ・ 資料1-1 令和5年度市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）
基本指針・運営指針（案）
- ・ 資料1-2 令和5年度 市川市高齢者サポートセンター事業計画（案）
- ・ 資料2 介護予防支援事業等の委託事業者の追加について
- ・ 資料3 地域密着型サービスの公募について
- ・ 資料4 令和5年度 介護給付適正化事業について
- ・ 資料5 市川市介護保険事業の特徴把握
- ・ 資料6 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

第3回市川市介護保険地域運営委員会	資料 1 - 1
令和5年2月1日(水)	

【別紙1】

令和5年度市川市高齢者サポートセンター
(地域包括支援センター)
基本指針・運営指針(案)

市川市介護福祉課

目 次

I	方針策定の趣旨	1
II	高齢者サポートセンターの設置の目的・位置づけ	1
III	市川市の地域包括ケアシステムの構築方針	1
IV	業務共通事項の運営指針	2
	1. 事業計画の策定と評価・改善	2
	2. 担当区域ごとのニーズに応じた業務の実施	2
	3. 市川市との連携	2
	4. 公正・中立性確保のための方針	2
	5. 個人情報の保護	3
	6. 利用者満足度の向上	3
	7. 職員の姿勢	3
	8. 設置場所等	3
	9. 高齢者サポートセンター情報の公表	3
	10. 適切な人員体制の確保	3
V	高齢者サポートセンターの業務について	4
	1. 包括的支援事業	4
	2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	6
	3. 地域ケア会議の実施	6
	4. 指定介護予防支援業務	6
	5. その他の業務	7

市川市では市民が親しみを持てるよう、地域包括支援センターについて「市川市高齢者サポートセンター」という愛称を使用します。

市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）

基本指針・運営指針（案）

I 方針策定の趣旨

この「市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）基本指針・運営指針」は、高齢者サポートセンターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、高齢者サポートセンターの業務を効率的で円滑に実施するために策定します。

II 高齢者サポートセンターの設置の目的・位置づけ

市川市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置します。（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項）

市川市は、高齢者サポートセンターを住民の生活区域に合わせて15か所に設置し、事業を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人へ委託して事業を実施します。

高齢者サポートセンター間の総合調整等後方支援を行う市川市福祉部介護福祉課包括支援グループと緊密に連携し事業を実施します。

III 市川市の地域包括ケアシステムの構築方針

第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムの推進体制として、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送り、支援や介護が必要な状態となっても安心して暮らしていけるよう、地域の様々な主体の協力のもと、課題抽出や解決策の検討を継続していくことで、本市の地域包括ケアシステムを推進します。

地域の課題やニーズに基づく施策をさらに実現するために、地域住民、支援者、介護サービス事業者、医療関係者、民間団体、民間企業等、地域の様々な主体の持つ強みや資源を活かして取り組む必要があります。そこで、地域で暮らす高齢者等の困難事例から、市の共通課題を抽出し、様々な主体が参加する会議において検討し、解決のための施策づくりにつなげる取り組みを行います。（第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画より抜粋）

IV 業務共通事項の運営指針

1. 事業計画の策定と評価・改善

高齢者サポートセンターは、担当区域ごとの実情およびニーズに応じた事業計画を策定し、住民にわかりやすく周知します。

高齢者サポートセンターは、市川市が定める方針を踏まえ、効率的で円滑な運営がなされているか等について、自己評価を実施します。

市川市は、高齢者サポートセンターの自己評価を点検し、その結果を市川市介護保険地域運営委員会において報告、説明し、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで一定の運営水準を確保していきます。

2. 担当区域ごとのニーズに応じた業務の実施

高齢者サポートセンターは、地域ネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題やニーズを把握し重点的に行うべき業務を定めて業務を実施します。

3. 市川市との連携方針

高齢者サポートセンターは、下記に掲げる各種連絡会議を定期開催するとともに市川市や民生委員・児童委員等が開催する以下の会議に出席することで市川市との連携を図ります。

- ・市川市介護支援専門員研修会
- ・高齢者サポートセンター連絡会（管理者会議、日常生活圏域ごとの会議、高齢者虐待防止ネットワーク会議等）
- ・民生委員・児童委員地区協議会
- ・地域ケアシステム推進連絡会（市内 14 の地区社会福祉協議会主催）
- ・自治（町）会等の地域団体が主催する会議
- ・在宅医療・介護連携推進に関する会議及び研修
- ・地域密着型サービス事業者による運営推進会議
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者による介護・医療連携推進会議
- ・その他関係機関が主催する会議等

4. 公正・中立性確保のための方針

介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録します。

市川市介護保険地域運営委員会において高齢者サポートセンターの業務に

ついでに報告、説明等への協力をします。

5. 個人情報の保護

高齢者サポートセンターでは、高齢者等の様々な情報を把握するため、個人情報の取り扱いには、十分留意し、守秘義務を厳守します。また、高齢者サポートセンターが有する高齢者等の情報が、業務に関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底します。

6. 利用者満足度の向上

高齢者サポートセンターは、利用者が利用しやすい相談体制を組むとともに利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備します。

7. 職員の姿勢

高齢者サポートの職員は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

8. 設置場所等

高齢者サポートセンターは、地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所に設置します。また、運営に必要な面積を有する事務室、相談者のプライバシーに配慮した相談室を設けます。

9. 高齢者サポートセンター情報の公表

地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知し、高齢者サポートセンターの円滑な利用やその取組に対する住民の理解を促進するために、市川市は高齢者サポートセンターの業務内容や活動状況等に関する情報を公表します。(法第115条の46第10項)

10. 適切な人員体制の確保

市川市は、地域における高齢化の状況、相談件数、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を総合的に勘案し、専門職等が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動が十分に行なえるよう、適切な人員体制の確保に努めます。

V 高齢者サポートセンターの業務について

高齢者サポートセンターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の知識を生かしながら、常に相互に情報を共有し、協議するチームアプローチにより以下の業務にあたります。

1. 包括的支援事業

(1) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います（法第115条の45第1項第1号二）。

当該業務は、後述の第1号介護予防支援事業と一体的に実施するものとし、具体的なケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とします。

(2) 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。（法第115条の45第2項第1号）。

業務の内容として、地域におけるネットワークの構築、高齢者や家族の状況等についての実態把握、初期段階の相談対応及び継続的・専門的な相談支援、家族を介護する者に対する相談支援、地域共生社会の視点に立った包括的な支援を行います。

(3) 権利擁護業務

地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の

困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）。

（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等を地域における、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）。

事業の内容として、後述する「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。

（5）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者との連携に努めます。

（6）生活支援体制整備事業

地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制を整備するために、ボランティア団体、NPO法人、民間企業、共同組合、コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター等との連携に努めます。

（7）認知症総合支援事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」を持った生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等、認知症担当職員として配置される認知症地域支援推進員が中心となり、業務を行います。

なお、専任の認知症地域支援推進員が配置される高齢者サポートセンターについては、専任の認知症地域支援推進員と連携し、業務を行います。

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うとともに、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めます。（法第115条の46第7項）

地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①高齢者サポートセンター単位のネットワーク、②日常生活圏域のネットワーク、③市の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意します。

3. 地域ケア会議の実施

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、自治（町）会、コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、その効果的な実施に努めます。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市川市と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していきます。（法第115条の48第2項）

4. 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援基準」という。）を遵守します。

5. その他の業務

(1) 第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二に基づき、総合事業において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第 1 号訪問事業）、通所型サービス（第 1 号通所事業）、その他の生活支援サービス（第 1 号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

(2) 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、次に掲げる事業を行います。

①介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。

②認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のある者等による見守りのための訪問を行います。

③家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防及び病気の早期発見、また、介護から一時的に開放するための介護者相互の交流会等を開催します。

(3) 市川市の業務への協力

①食の自立支援事業アセスメント業務

配食サービス利用者の心身の状況、その他置かれた環境等の把握及び配食の必要性について調査するためアセスメントを実施します。

②手すりの取り付けその他の住宅改修を行おうとする者からの相談に応じ、介護保険制度を利用した住宅改修に関する助言を行います。

③認知症サポーター養成講座の開催協力

地域や職域からの依頼に応じて、認知症の人と家族を支える認知症サポーター養成講座の開催に協力します。また、市川市より高齢者サポートセンターに所属するキャラバン・メイト宛に派遣依頼があった時は、可能な範囲で協力します。

④要介護高齢者等からの要望に応じ、要介護認定等の申請その他保健福祉サービスの利用の申請の代行を行います。

⑤緊急通報装置が設置されている世帯の状況等の実態を把握し、必要に応じて見守りを行います。

(4) その他

①高齢者サポートセンターは災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等を把握します。

②緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて適切な対応を行います。

③その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施します。

④新型コロナウイルス感染症に対する業務の取り組みとして、国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染対策を講じるとともに、地域住民に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進します。

市川市高齢者サポートセンター基本指針・運営指針 新旧対応表

修正前(旧)	修正後(新)
<p>1. 包括的支援事業</p> <p>(1) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）</p> <p>法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います（法第115条の45第1項第1号二）。</p> <p>当該業務は、後述の第1号介護予防支援事業と一体的に<u>賄われるもの</u>とし、具体的なケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とします。</p>	<p>P.4</p> <p>【変更】</p> <p>1. 包括的支援事業</p> <p>(1) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）</p> <p>法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います（法第115条の45第1項第1号二）。</p> <p>当該業務は、後述の第1号介護予防支援事業と一体的に<u>実施するもの</u>とし、具体的なケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考とします。</p>
<p>P.5</p> <p>(5) 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>医療と介護の両方を必要とする状態の高</p>	<p>【変更】</p> <p>P.5</p> <p>(5) 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>医療と介護の両方を必要とする状態の高</p>

<p>高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、<u>在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との連携に努めます。</u></p>	<p>高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、<u>在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者との連携に努めます。</u></p>
<p>P.5 (6) 生活支援体制整備事業 地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制を整備するために、ボランティア団体、NPO法人、民間企業、共同組合、<u>コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）</u>等との連携に努めます。</p>	<p>【変更】 P.5 (6) 生活支援体制整備事業 地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制を整備するために、ボランティア団体、NPO法人、民間企業、共同組合、<u>コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター</u>等との連携に努めます。</p>
<p>P.5 (7) 認知症総合支援事業 <u>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく生活を送れるように、被保険者に対する総合的な支援を行うため、認知症担当職員として配置される認知症地域支援推進員が中心となり、次に掲げる業務を行います。</u> なお、専任の認知症地域支援推進員が配置される高齢者サポートセンターについては、専任の認知症地域支援推進員と連携し、<u>下記の業務を行います。</u> <u>①被保険者やその家族等からの相談に対し、適切な助言を行う等、必要な支援を行</u></p>	<p>【変更】 P.5 (7) 認知症総合支援事業 <u>認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」を持った生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等、認知症担当職員として配置される認知症地域支援推進員が中心となり、業務を行います。</u> なお、専任の認知症地域支援推進員が配置される高齢者サポートセンターについては、専任の認知症地域支援推進員と連携し、<u>業務を行います。</u> <u>①～⑤（削除）</u></p>

います。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携します。

②認知症の人の家族に対する支援として、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図ります。

③「市川市認知症ガイドブック(認知症ケアパス)」が認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるよう、その活用を図ります。また、改訂を図るときには、意見を述べる等協力します。

④認知症への社会の理解を深められるよう、地域の様々な機会等を通じて普及啓発に努めます。

⑤認知症の人や家族の支援にかかる取り組みの推進のため、他地区の認知症地域支援推進員及び市と情報の共有を図ります

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うとともに、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めます。

(法第115条の46第7項)

地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①高齢者サポートセンター単位のネットワーク、②日常生活圏域のネットワーク、③市の圏域を超えたネットワークな

P6

【変更】

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うとともに、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めます。

(法第115条の46第7項)

地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①高齢者サポートセンター単位のネットワーク、②日常生活圏域のネットワーク、③市の圏域を超えたネットワークな

<p>ど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意します。</p>	<p>ど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意します。</p>
<p>3. 地域ケア会議の実施</p> <p>医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、自治（町）会、コミュニティワーカー（<u>生活支援コーディネーター</u>）、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、その効果的な実施に努めます。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市川市と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していきます。（法第115条の48第2項）</p>	<p>【変更】</p> <p>3. 地域ケア会議の実施</p> <p>医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、自治（町）会、コミュニティワーカー、<u>生活支援コーディネーター</u>、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくために、その効果的な実施に努めます。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市川市と緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していきます。（法第115条の48第2項）</p>
<p>P.8</p> <p>（3）市川市の業務への協力</p> <p>③認知症サポーター養成講座の開催協力</p> <p><u>認知症に関する基礎知識の習得や認知症の人の対応の理解等のため、地域からの依頼に応じて、認知症サポーター養成講座の開催に協力します。</u></p> <p>—</p>	<p>【変更】</p> <p>P.8</p> <p>（3）市川市の業務への協力</p> <p>③認知症サポーター養成講座の開催協力</p> <p><u>地域や職域からの依頼に応じて、認知症の人と家族を支える認知症サポーター養成講座の開催に協力します。</u></p> <p><u>また、市川市より高齢者サポートセンターに所属するキャラバン・メイト宛に派遣依頼があった時は、可能な範囲で協力します。</u></p>
<p>P.8</p> <p>（3）市川市の業務への協力</p>	<p>【変更】</p> <p>P.8</p> <p>（3）市川市の業務への協力</p>

<p>⑤あんしん電話が設置されている世帯の状況等の実態を把握し、必要に応じて見守りを行います。</p>	<p>⑤緊急通報装置が設置されている世帯の状況等の実態を把握し、必要に応じて見守りを行います。</p>
<p>P.8 (4) その他 ②<u>食の自立支援事業における配食サービスの利用者をはじめとして、緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて適切な対応を行います。</u></p>	<p>【変更】 P.8 (4) その他 ②_____緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて適切な対応を行います。</p>

令和5年度 市川市高齢者サポートセンター事業計画（案）

事業名		事業計画
I 第1号介護予防支援業務 (介護予防ケアマネジメント)		
1	第1号介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)	要支援1, 2と認定された者および総合事業対象者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。
2	公平性・中立性の確保	業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際は、事業所選定の公平性・中立性を確保する。
II 総合相談支援業務		
1	地域におけるネットワークの構築	地域における関係機関・関係者のネットワークを構築、連携に努める。
2	総合相談支援	本人、家族等からの初期相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行う。
3	実態把握	高齢者や家族の状況等についての実態や地域の社会資源の把握等を行う。
4	終活への支援	本人、家族等からの相談に応じ関係機関と連携するとともに、終活に関する講座の開催に努める。
III 権利擁護業務		
1	成年後見制度の活用促進	成年後見制度の活用を促進するため、制度の説明や関係機関の紹介等を行い、必要に応じ申し立て支援を行う。
2	高齢者虐待への対応	高齢者虐待の事例を把握した場合の対応を行うとともに、高齢者虐待を防止するための研修会への参加等を行う。
3	消費者被害の防止	消費者被害を防止するため、消費者センター等との情報交換、関係機関へ情報を提供、市民への普及啓発等を行う。 消費者被害の事例を把握した場合には、被害者の支援等を行う。
IV 包括的・継続的ケアマネジメント業務		
1	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用のため介護支援専門員研修会を日常生活圏域ごとに2回以上開催する。
2	介護支援専門員への指導・相談・助言	介護支援専門員に対する日常的個別指導や相談、支援困難事例等への指導・助言等を行う。
V 在宅医療・介護連携推進業務		
1	在宅医療・介護連携に関する会議・研修	地域の医療・介護関係者による会議、在宅医療・介護関係者の研修へ参加し連携を図る。
VI 生活支援体制整備業務		
1	コミュニティワーカー、生活支援コーディネーターとの連携	地域の特性に応じた生活支援サービス等を提供する体制を整備するため、地域ケアシステムに関連した会議・行事に参加し、コミュニティワーカー、生活支援コーディネーターとの連携を図る。

VII 認知症総合支援業務		
1	関係者との連携	認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域において認知症の人を支援する関係者（認知症初期集中支援チームを含む）と情報共有を密にし、連携を図る。
2	相談支援や支援体制の構築	認知症の人やその家族を支援する相談支援の実施及び支援体制の構築を図る。
3	認知症の人の家族に対する支援	認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う場である認知症カフェ等を支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る。
4	認知症の普及啓発	地域の様々な機会等を通じて認知症ガイドブック等を活用し、普及啓発に努める。
5	認知症地域支援推進員との連携	必要に応じて、市内に配置されている認知症地域支援推進員と情報を共有し連携を図る。
VIII 多職種共同による地域包括支援ネットワークの構築		
1	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源との連携に努める。
IX 地域ケア会議の実施		
1	地域ケア個別会議	地域ケア個別会議を各高齢者サポートセンターで2回以上開催し、困難事例等の支援内容の検討を通じ、地域課題の把握や地域づくり、資源開発を行う。
X 指定介護予防支援業務		
1	介護予防支援	要支援1, 2と認定された者に対し、自立に向けた適切なサービスの利用に関する支援等の必要な援助を行う。
2	公平性・中立性の確保	業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際は、事業所選定の公平性・中立性を確保する。
XI その他の業務		
1	家族を介護する者に対する相談支援	家族を介護する者に対する相談支援を行う。
2	家族介護教室	介護を必要とする者の状態の維持・改善のため、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした家族介護教室を各高齢者サポートセンターで3回以上開催する。
3	介護者相互の交流会	介護をする家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護者相互の交流会を各高齢者サポートセンターで1回以上開催する。
4	家族等の介護離職防止に向けた支援	家族介護者等の介護離職の相談に応じ、専門職・関係機関と連携し市民への普及啓発等を行うよう努める。
5	災害時の安否確認及び支援	災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等の把握や、災害時の安否確認及び支援を行う。
6	新型コロナウイルス感染症に関する取り組み	国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染予防対策を講じるとともに、地域住民に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進する。

市川市高齢者サポートセンター事業計画 新旧対応表

修正前 (旧)	修正後(新)
<p>【追加】</p> <p>Ⅱ 総合相談支援業務</p> <p>—</p>	<p>【追加】</p> <p>Ⅱ 総合相談支援業務</p> <p>4 終活への支援</p> <p><u>本人、家族等からの相談に応じ関係機関と連携するとともに、終活に関する講座の開催に努める。</u></p>
<p>【変更】</p> <p>Ⅵ 生活支援体制整備業務</p> <p>1 <u>コミュニティワーカー(生活支援コーディネーター)との連携</u></p> <p>地域の特性に応じた生活支援サービス等を提供する体制を整備するため、地域ケアシステムに関連した会議・行事に参加し、<u>コミュニティワーカー(生活支援コーディネーター)との連携を図る。</u></p>	<p>【変更】</p> <p>Ⅵ 生活支援体制整備業務</p> <p>1 <u>コミュニティワーカー、生活支援コーディネーターとの連携</u></p> <p>地域の特性に応じた生活支援サービス等を提供する体制を整備するため、地域ケアシステムに関連した会議・行事に参加し、<u>コミュニティワーカー、生活支援コーディネーターとの連携を図る。</u></p>
<p>【変更】</p> <p>Ⅶ 認知症総合支援業務</p> <p>1 <u>相談・支援体制の構築</u></p> <p><u>認知症の相談及び必要な支援体制を構築する。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>【変更】</p> <p>2 <u>認知症初期集中支援チーム</u></p> <p><u>認知症初期集中支援チームとの連携を図る。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>【変更】</p> <p>3 <u>認知症カフェ</u></p> <p><u>民間事業者等による認知症カフェを支援するとともに、認知症カフェの企画・運営支援等を行う。</u></p>	<p>【削除】</p>

<p>【変更】</p> <p>4 <u>認知症サポーター養成講座</u></p> <p><u>認知症の理解を深めるため、関係機関及び地域住民に対する認知症サポーター養成講座の開催協力を行う。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>【変更】</p> <p>5 <u>認知症地域支援推進員</u></p> <p><u>専任の認知症地域支援推進員が配置されるセンターにおいては、情報共有を密に行うとともに協力体制の構築を図る。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>【新設】</p>	<p>【追加】</p> <p>VII <u>認知症総合支援業務</u></p> <p>1 <u>関係者との連携</u></p> <p><u>認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域において認知症の人を支援する関係者（認知症初期集中支援チームを含む）と情報共有を密にし、連携を図る。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>【追加】</p> <p>2 <u>相談支援や支援体制の構築</u></p> <p><u>認知症の人やその家族を支援する相談支援の実施及び支援体制の構築を図る。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>【追加】</p> <p>3 <u>認知症の人の家族に対する支援</u></p> <p><u>認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う場である認知症カフェ等を支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>【追加】</p> <p>4 <u>認知症の普及啓発</u></p> <p><u>地域の様々な機会等を通じて認知症ガイドブック等を活用し、普及啓発に努める。</u></p>

<p>【新設】</p>	<p>【追加】</p> <p>5 <u>認知症地域支援推進員との連携</u> 必要に応じて、市内に配置されている認知症地域支援推進員と情報を共有し連携を図る。</p>
<p>【新設】</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>【追加】</p> <p>VIII <u>多職種共同による地域包括支援ネットワークの構築</u></p> <p>1 <u>多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築</u> 介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスの関係者及びボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源との連携に努める。</p>
<p>【変更】</p> <p><u>VIII 地域ケア会議の実施</u></p>	<p>【変更】</p> <p><u>IX 地域ケア会議の実施</u></p>
<p>【変更】</p> <p><u>IX 指定介護予防支援業務</u></p>	<p>【変更】</p> <p><u>X 指定介護予防支援業務</u></p>
<p>【変更】</p> <p><u>X 家族介護支援業務</u></p>	<p>【変更】</p> <p><u>XI その他の業務</u></p>
<p>【追加】</p> <p>—</p>	<p>【追加】</p> <p>4 <u>家族等の介護離職防止に向けた支援</u> 家族介護者等の介護離職の相談に応じ、専門職・関係機関と連携し市民への普及啓発等を行うよう努める。</p>
<p>【項目の移動】</p> <p><u>II 総合相談支援業務</u></p> <p>4 <u>災害時の安否確認及び支援</u> 災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する</p>	<p>【項目の移動】</p> <p>5 <u>災害時の安否確認及び支援</u> 災害等からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みとして市川市が公表する</p>

<p>担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等の把握や、災害時の安否確認及び支援を行う。</p>	<p>担当区域内の一時避難場所や避難所予定施設等の把握や、災害時の安否確認及び支援を行う。</p>
<p>【項目の移動】</p> <p>Ⅱ <u>総合相談支援業務</u></p> <p><u>5</u> <u>新型コロナウイルス感染症に関する取り組み</u></p> <p>国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染予防対策を講じるとともに、地域住民に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進する。</p>	<p>【項目の移動】</p> <p><u>6</u> <u>新型コロナウイルス感染症に関する取り組み</u></p> <p>国からの通知等を踏まえ、事業所内の感染予防対策を講じるとともに、地域住民に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した介護予防、見守り等の取り組みを推進する。</p>

介護予防支援事業等の委託事業者の追加について

ケアプラン作成委託契約を締結した事業所一覧

受取期間: 令和4年10月1日～令和4年12月31日

番号	事業所・施設の名称		事業指定年月日	高齢者サポートセンター名
	サービスの種類	〒		
	事業者番号	住所		
1	居宅介護支援	272-0835	2017年12月1日	国府台
	1270805144	市川市中国分2-14-9 ボンドストリートI202		
2	ケアアドバイス居宅介護支援事業所		2022年1月1日	真間
	居宅介護支援	272-0805		
	1270805862	市川市大野町1丁目482番17号		
3	居宅介護支援	279-0004	2012年8月1日	南行徳第一
	1273200905	浦安市猫実2-2-6-101		
4	SOMPOケア株式会社		2022年10月1日	南行徳第二
	居宅介護支援	273-0166		
	1273201606	東京都品川区4-12-8		
5	居宅介護支援事業所ハートケア京葉		2017年12月1日	国府台
	居宅介護支援	272-0835		
	1270805144	市川市中国分2-14-9 ボンドストリートI202		
6	ケアプラン夢		2019年10月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援	284-0044		
	1273301547	四街道市和良比909-13		
7	居宅介護支援事業所ハートケア京葉		2017年12月1日	市川第二
	居宅介護支援	272-0835		
	1270805144	市川市中国分2-14-9 ボンドストリートI202		
8	有限会社 京成ケアサービス		1999年11月1日	宮久保・下貝塚
	居宅介護支援	272-0034		
	1270800095	市川市市川3丁目32番8号		
9	おれんじ		2022年8月1日	国分
	居宅介護支援	272-0021		
	1270805953	千葉県市川市八幡6-15-14学園ハイム202号		
10	居宅介護支援事業所 ひなの里		2020年4月1日	菅野・須和田
	272-0832			
	1270805557	市川市曾谷2-26-13グリーンヒルズ201号室		
11	居宅介護支援事業所ハートケア京葉		2017年12月1日	信篤・二俣
	居宅介護支援	272-0835		
	1270805144	市川市中国分2-14-9 ボンドストリートI202		
12	おれんじ		2022年8月1日	市川第二
	居宅介護支援	272-0021		
	1270805953	千葉県市川市八幡6-15-14学園ハイム202号		
13	株式会社 アズ・ライフケア		2022年11月1日	大柏
	居宅介護支援	1271209239		
	1271209239	東京都中野区本町1丁目12番8号		
14	株式会社 ケアプランいちご		2022年11月1日	市川第一
	居宅介護支援	272-0804		
	1270805961	千葉県市川市南大野2丁目3番C棟801号(市川パークハイツ)		
15	株式会社 ケアプランいちご		2022年11月1日	菅野・須和田
	居宅介護支援	272-0804		
	1270805961	千葉県市川市南大野2丁目3番C棟801号(市川パークハイツ)		

16	株式会社 ケアプランいちご	2022年11月1日	大柏
	居宅介護支援 1270805961	272-0804 千葉県市川市南大野2丁目3番C棟801号(市川パークハイツ)	
17	株式会社 セノバ	2002年6月1日	市川第二
	居宅介護支援 1270800731	272-0804 千葉県市川市南大野3丁目3番13号	
18	ゆーじんケアセンター	2006年7月1日	市川第二
	居宅介護支援 1270903691	274-0063 船橋市習志野台4-29-7	
19	おれんじ	2022年8月1日	大柏
	居宅介護支援 1270805953	272-0021 千葉県市川市八幡6-15-14学園ハイム202号	
20	ケアプランカイト	2022年4月1日	真間
	居宅介護支援 1270805920	272-0826 市川市真間1-13-9アーバンレジデンス市川真間202	

地域密着型サービスの公募について

1. 令和5年度開設分の公募状況について

令和5年度開設分地域密着型サービスの公募については、以下の日程で公募をおこないました。

(1) 公募時期 令和4年9月16日～令和4年10月24日

サービス種別	整備予定数及び定員
認知症対応型共同生活介護	1か所(27人まで)
小規模多機能型居宅介護	1か所
看護小規模多機能型居宅介護	3か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2か所

(2) 公募結果

応募事業者なし

2. 令和4年度開設予定分の進捗状況について

施設種別 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の併設
法人名 医療法人社団寿光会
施設名称 (仮称) グループホームいきいきの家市川
(仮称) 小規模多機能ホームいきいきの家市川
建設予定地 市川市原木2丁目1825番1外
開設予定日 令和5年10月

3. 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）に

おける整備状況について

上段：計画 下段：実績

令和5年2月1日現在

サービス種別	令和2年度末総数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設 (定員29人以下の特別養護老人ホーム)	0か所	—	—	—
地域密着型特定施設入居者生活介護 (定員29人以下の介護付き有料老人ホーム)	1か所 定員29人	—	—	—
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	20か所 定員377人	18人	27人	27人
		グループホーム つどい「伊勢宿家」 (メディカル・ケア・プ ランニング(株)) 定員18人 伊勢宿14番16 ※R4.4開設	グループホーム いきいきの家市川 ((医)寿光会) 定員27人 原木2丁目1825番1外 ※R5.10開設予定	令和5年度 再公募予定
小規模多機能型居宅介護	7か所	—	1か所	1か所
		—	小規模多機能ホーム いきいきの家市川 ((医)寿光会) 定員27人 原木2丁目1825番1外 ※R5.10開設予定	令和5年度 再公募予定
看護小規模多機能型居宅介護	0か所	1カ所	1か所	1か所
		応募事業者なし (R4年度へ積残 し)	事業者辞退 (R4年度へ積残し)	令和5年度 再公募予定
認知症対応型通所介護 (デイサービス)	6か所	—	—	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3か所	—	1か所	1か所
		—	応募事業者なし (R4年度へ積残し)	令和5年度 再公募予定

令和5年度 介護給付適正化事業について

1. 要介護認定の適正化	
<p>①適正な要介護認定調査の実施 認定調査員の資質の向上を図り、認定調査票の精度を高めるために、認定調査員に対して研修を実施する。 市主催認定調査員研修受講者数 200人</p> <p>②認定審査会における適正な審査判定の実施 介護認定審査会の円滑な実施や審査(二次判定)の平準化を図るため、介護認定審査会委員に対して研修を実施する。</p>	
2. 居宅サービス計画(ケアプラン)の点検	
<p>①「自立支援」につながる適切なケアプランの確認 利用者の「自立支援」につながる適切なケアプランとなっているかの確認をし、適正な給付の実施を支援する。 48件</p> <p>②福祉用具貸与の例外給付対象者についての確認 届出が必要な、福祉用具貸与の給付対象とならない軽度者に対して、貸与の必要性を確認する。</p>	
3. 住宅改修等の点検	
<p>①住宅改修の点検 住宅改修費の支給申請については、工事前後に担当課にて書類を全件確認する。 改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等については、工事着工前にリハビリ専門職が同席し訪問調査を行い、適切な工事であるかを確認する。 5件</p> <p>②福祉用具貸与の調査 前年度福祉用具例外給付対象者のうち、貸与を継続している利用者を抽出し、リハビリ専門職も同席し訪問調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況を確認する。 5件</p>	
4. 縦覧点検・医療情報との突合	
<p>①医療情報との突合 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、入院情報と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の点検を行う。 全件</p> <p>②縦覧点検 国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、居宅介護支援事業所より給付管理票の提出があり、サービス事業所からの請求がない場合、請求の正誤の確認を行う。 全件</p> <p>③縦覧審査結果通知書 国民健康保険団体連合会の点検結果通知をもとに、過誤調整等の実施の有無を確認する。 全件</p>	
5. 介護給付費通知	
<p>①介護給付費通知 家族を含む受給者本人に発送し、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知することで、介護サービスの適正な利用に努める。 年4回(6・9・12・3月)</p>	

*計画件数については第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画による目標値

地域包括ケア「見える化」システムを活用した 市川市介護保険事業の特徴把握

令和4年度第3回 市川市介護保険地域運営委員会

令和5年2月1日

福祉政策課・介護福祉課

本稿の構成

○特徴把握の目的と方法

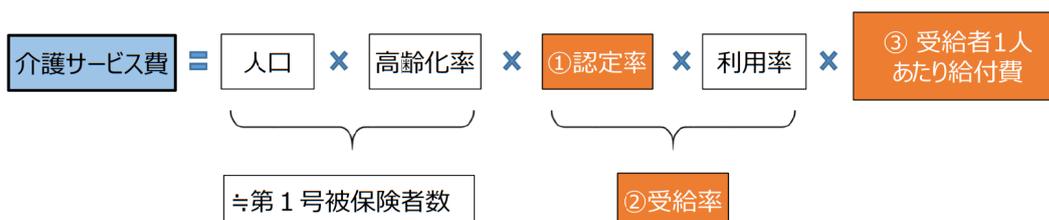
○内容

- 1. 認定率 4ページ
 推移／近隣市比較／重度・軽度分布
- 2. 受給率 11ページ
 居宅と施設のバランス／受給率
- 3. 1人あたり給付費 18ページ
 第1号被保険者1人あたり給付費
 受給者1人あたり給付費

特徴把握の目的と方法

【目的】本市の介護保険事業の経年変化や近隣市の状況等を把握し、比較分析することにより、本市の介護保険事業の特徴や課題を明らかにし、介護給付の適正化や自立支援・介護予防に向けた取り組みの検討材料とする。

【方法】介護サービス費を構成する要素である、「要介護（要支援）認定率」、「受給率」、「1人あたり給付費」について、地域包括ケア「見える化」システムから抽出したデータ等に基づいて把握・分析する。



参考) 地域包括ケア「見える化」システムとは

【概要】 介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化され、グラフや表形式で提供されるwebシステム。

【メリット】

- 地域間や経年の比較による現状分析から、保険者の課題抽出を可能とする。
→ 「調整済み認定率」の活用等
- 一元化された情報を閲覧できるため、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有でき、自治体間・関係部署間の連携が容易になる。

ICHIKAWA

参考) 調整済み認定率とは

「調整済み認定率」とは、**第1号被保険者の性・年齢別の人口構成の影響を除外した認定率**を意味する。

- 一般的に、年齢が高い高齢者は年齢が低い高齢者と比べ、認定率が高くなることがわかっている。他の保険者（自治体）と比較する際に、認定率をそのまま使用すると、本市のように比較的年齢の若い高齢者が多い保険者は、認定率が低くなる傾向がある。
- そこで、第1号被保険者の性・年齢別の人口構成を、ある時点の全国平均と同じになるように調整することにより、地域間での比較がしやすくなる。

参考) 調整済み認定率の求め方

$$\begin{array}{c}
 \text{市川市の調整済み認定率} = \\
 \frac{\begin{array}{c} \text{市川市男性・} \\ \text{65～69歳の} \\ \text{要介護認定率} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{【全国】男性・} \\ \text{65～69歳の} \\ \text{第1号被保険者数} \end{array} + \dots + \begin{array}{c} \text{市川市女性・} \\ \text{90歳以上の} \\ \text{要介護認定率} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{【全国】女性・} \\ \text{90歳以上の} \\ \text{第1号被保険者数} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{【全国】男性・} \\ \text{65～69歳の} \\ \text{第1号被保険者数} \end{array} + \dots + \begin{array}{c} \text{【全国】女性・} \\ \text{90歳以上の} \\ \text{第1号被保険者数} \end{array}}
 \end{array}$$

分子 …市川市が全国と同じ性・年齢別人口構成であった場合の認定者数
 分母 …全国の第1号被保険者数

ICHIKAWA

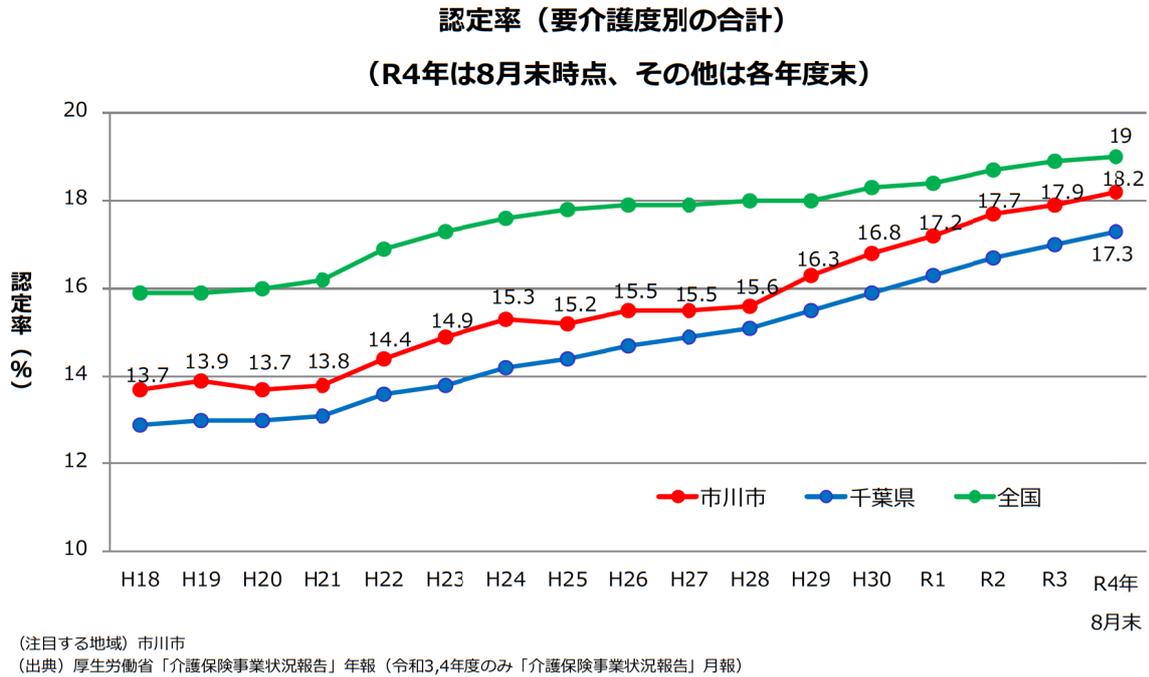
1. 認定率について

- **認定率**…第1号被保険者のうち、要支援・要介護認定者数の割合
- **調整済み認定率**……性・年齢構成の影響を除外して求めた認定率
 - ・ 調整済み**軽度**認定率…調整済み認定率のうち、**要支援1**から**要介護2**の割合
 - ・ 調整済み**重度**認定率…調整済み認定率のうち、**要介護3**から**要介護5**の割合

◆認定率について確認する

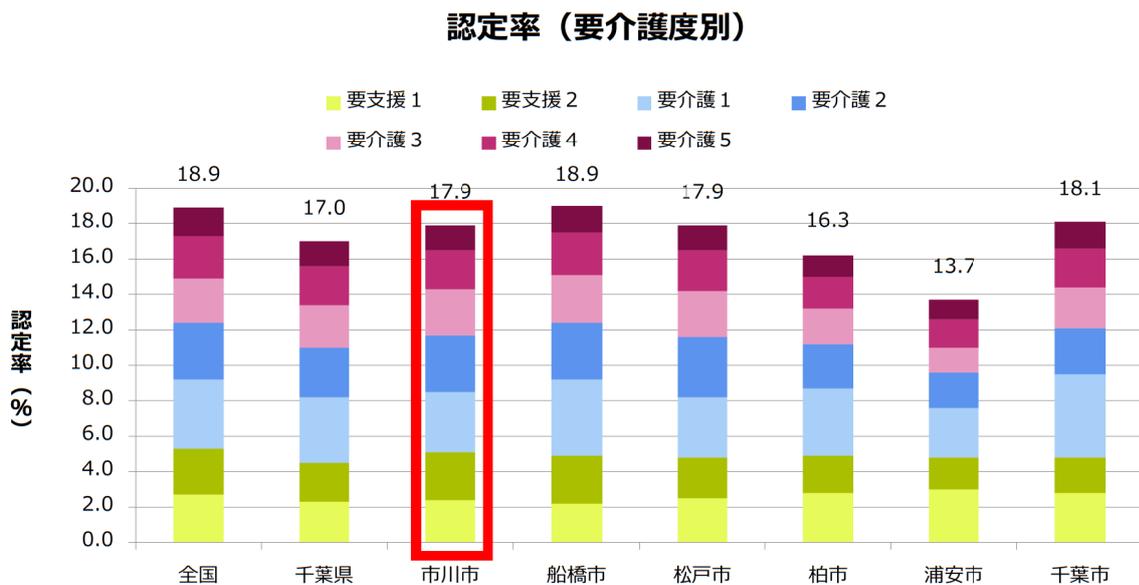
- ①推移
- ②近隣市比較【調整前・後】
- ③重度・軽度分布

1. 認定率（1）推移



ICHIKAWA

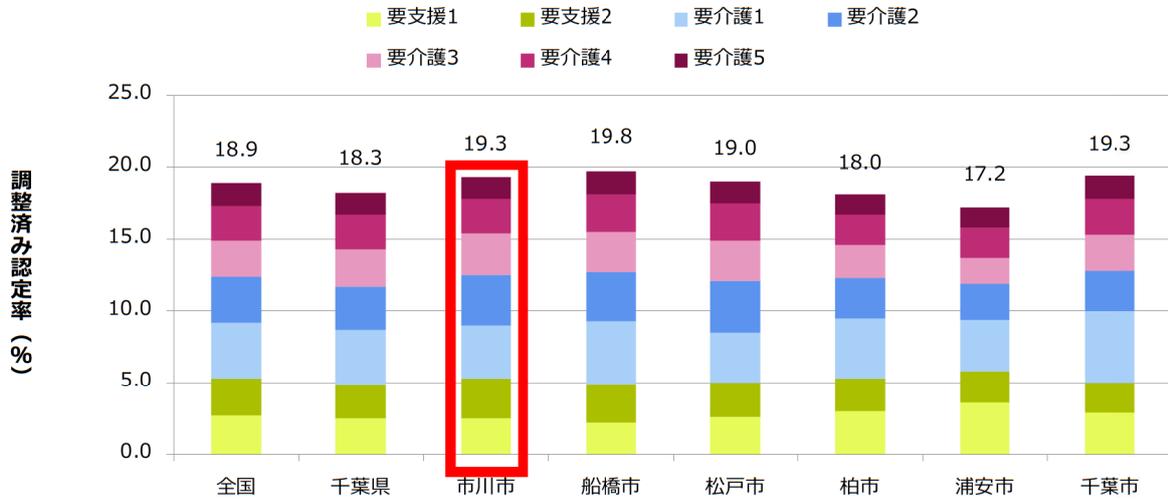
1. 認定率（2）①近隣市比較



(時点) 令和3年(2021年)
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

1. 認定率（2）②【調整済み】近隣市比較

調整済み認定率（要介護度別）



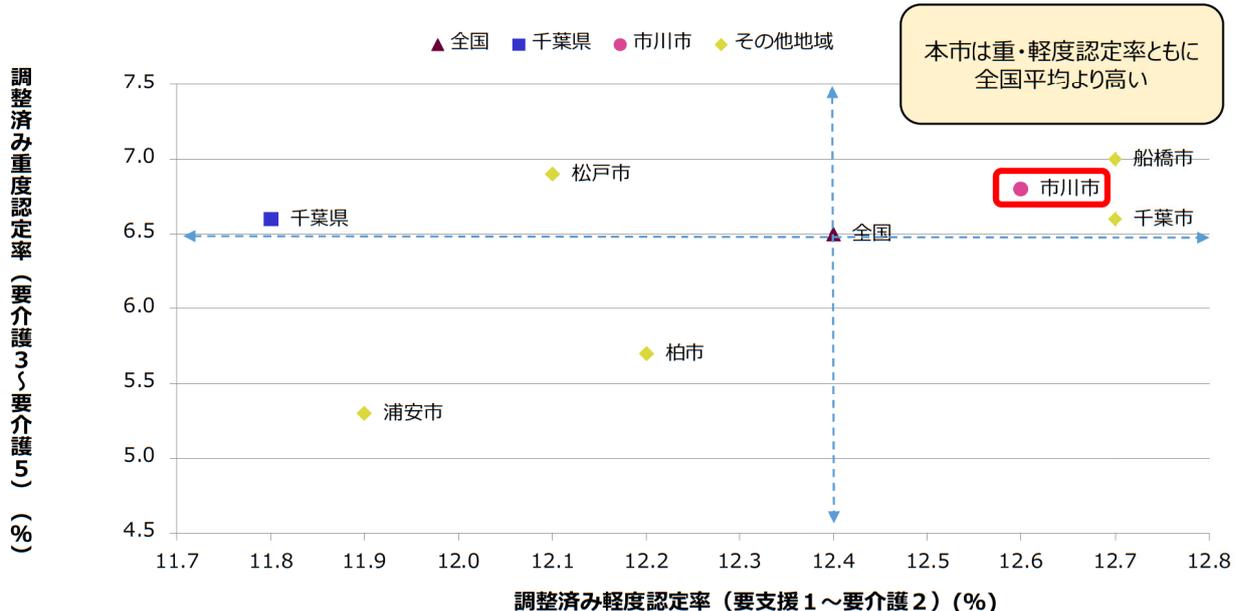
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

ICHIKAWA

1. 認定率（3）【調整済み】重度・軽度分布

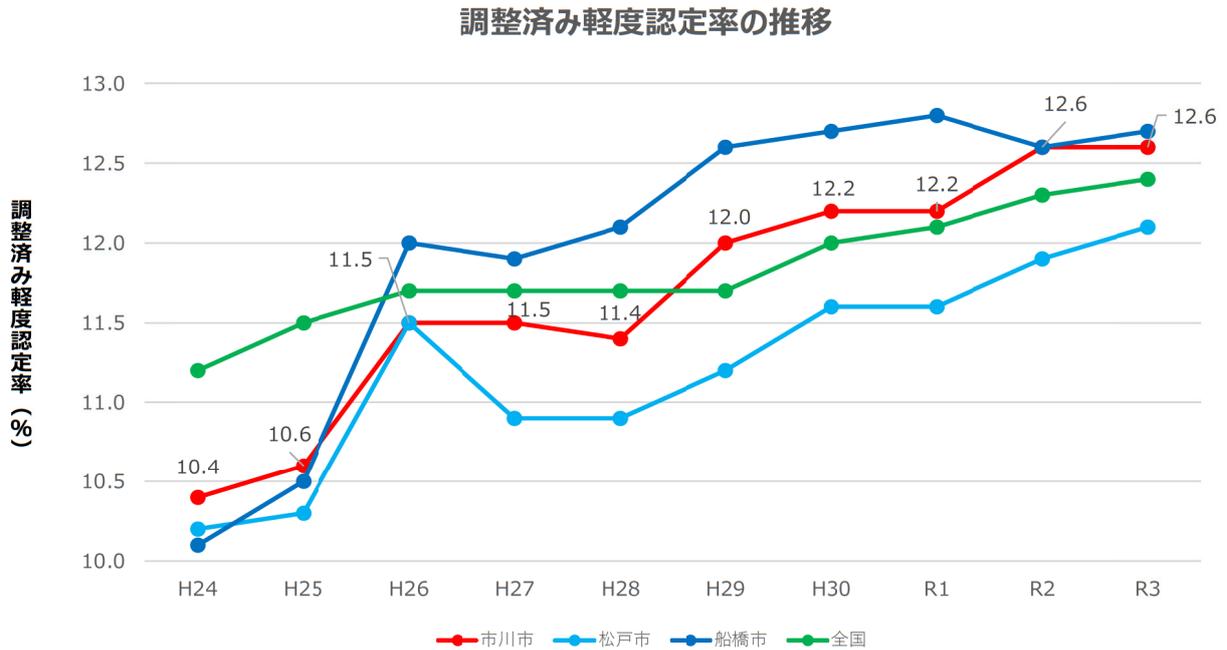
調整済み重度・軽度認定率の分布



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

参考) 調整済み軽度認定率の推移



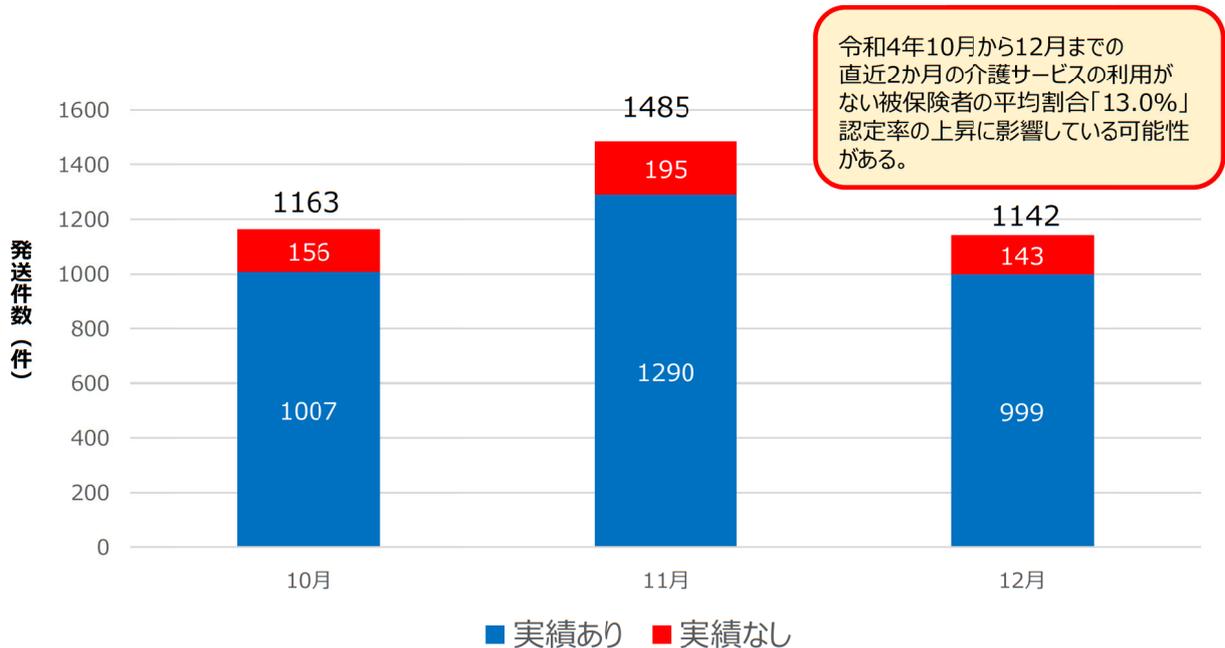
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

ICHIKAWA

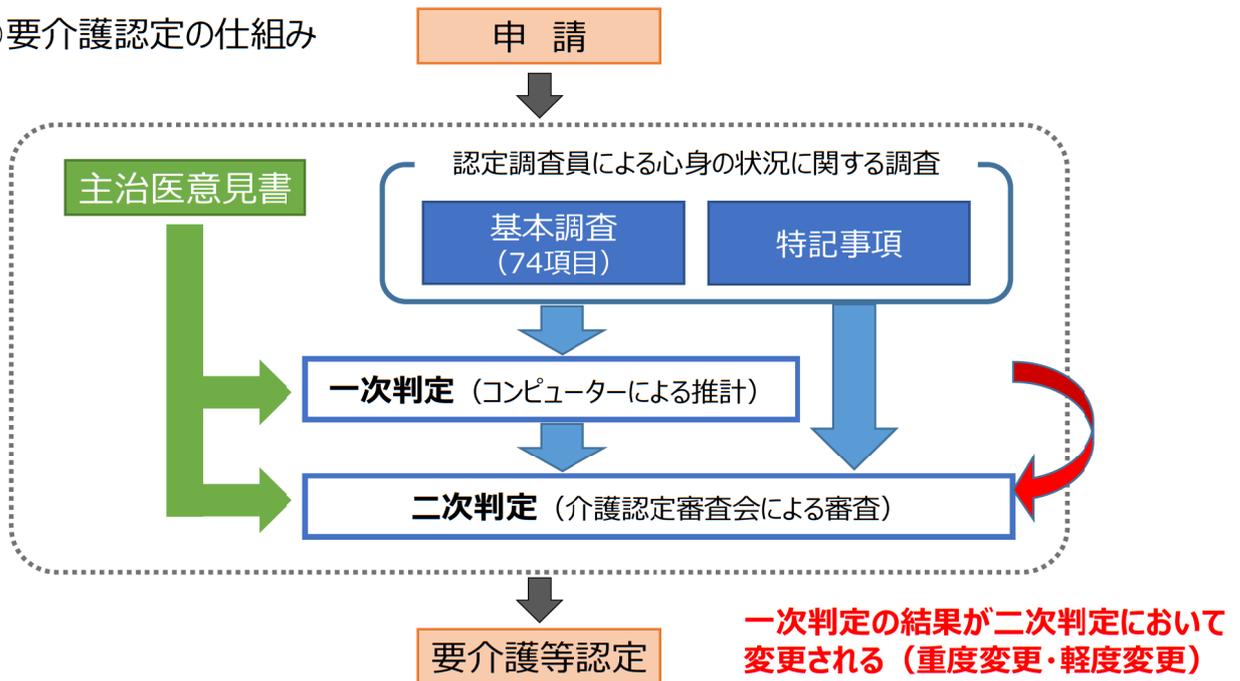
参考) 市川市の取り組み

**令和4年度「更新のお知らせ」発送件数における
介護サービスの利用状況**



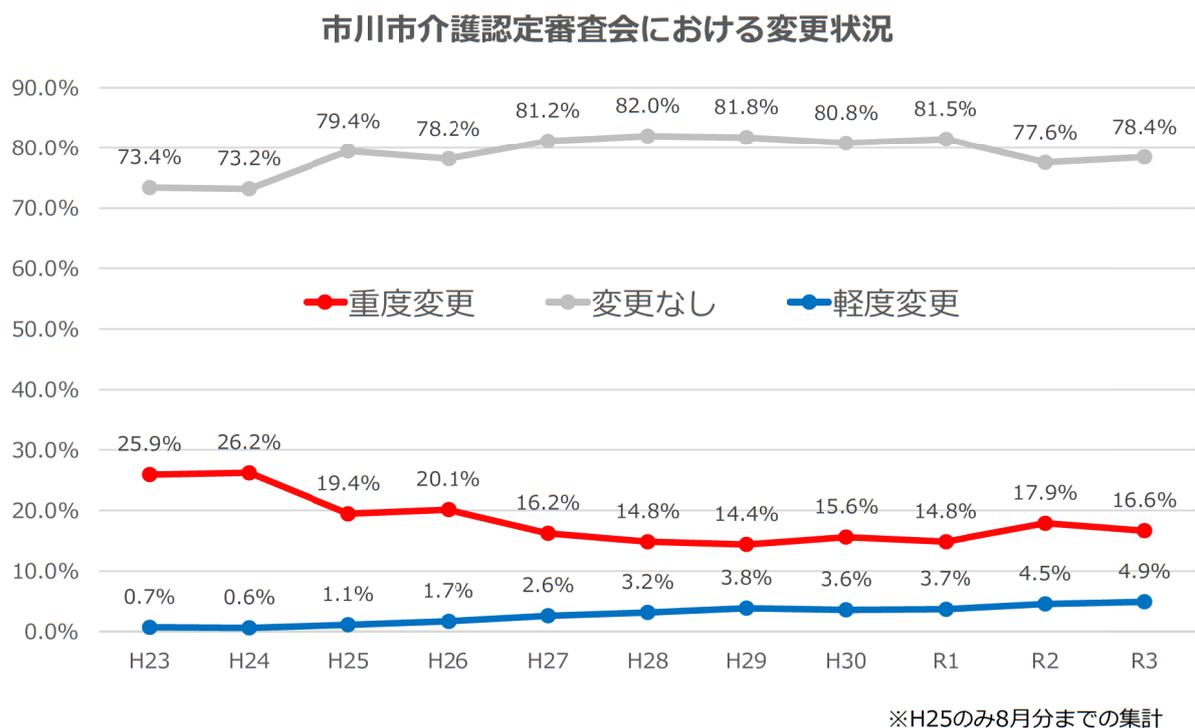
参考) 二次判定における変更率

○要介護認定の仕組み



ICHIKAWA

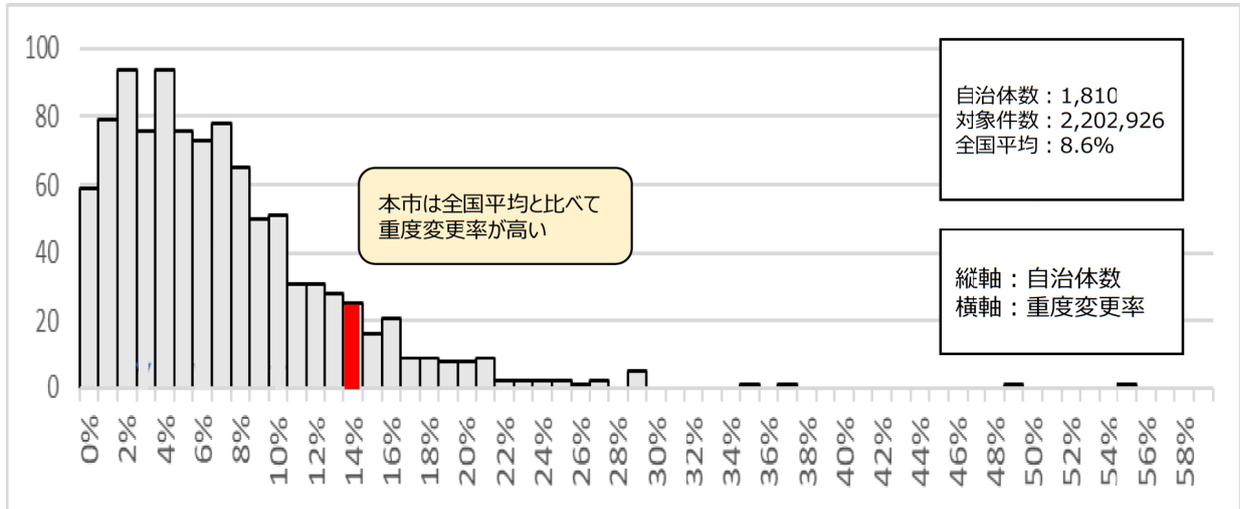
参考) 二次判定における変更率



ICHIKAWA

参考) 二次判定における重度変更率

重度変更率 → 認定審査会で一次判定より重度に変更となった割合
 (※令和3年10月1日から令和4年3月31日の6か月間の申請データ)
 市川市：14.9% 千葉県：10.0%

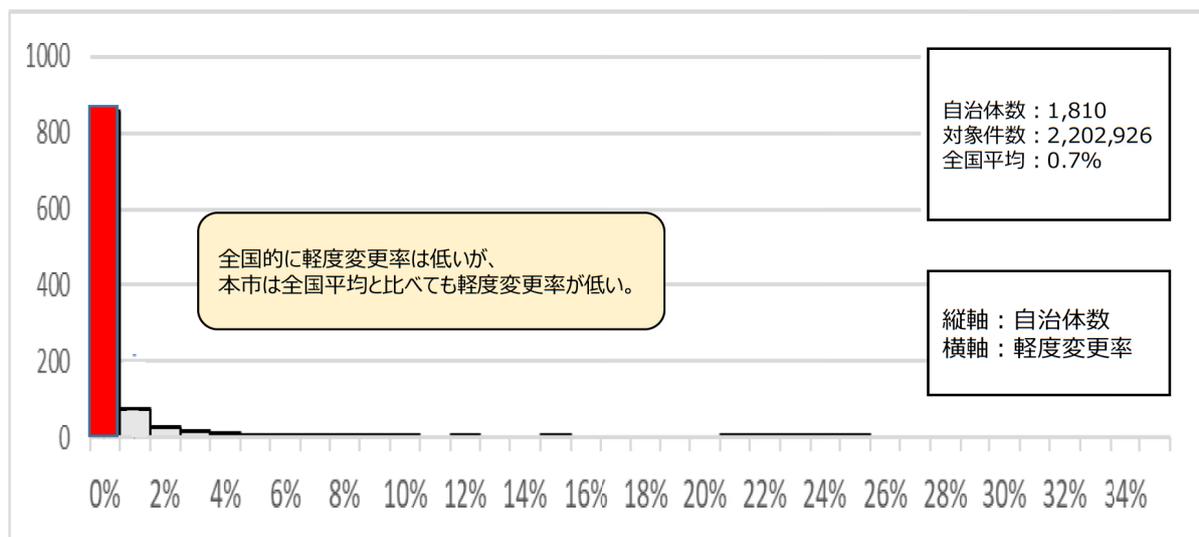


出典：「令和4年度要介護認定適正化事業【業務分析データ】(1回目提供データ)」より

ICHIKAWA

参考) 二次判定における軽度変更率

軽度変更率 → 認定審査会で一次判定より軽度に変更となった割合
 (※令和3年10月1日から令和4年3月31日の6か月間の申請データ)
 市川市：0.02% 千葉県：0.2%



出典：「令和4年度要介護認定適正化事業【業務分析データ】(1回目提供データ)」より

ICHIKAWA

1. 認定率 分析

- 本市の認定率は、令和3年度末で17.9%となっており、千葉県平均と比較して高く、全国平均、船橋市、千葉市と比較して低い。平成28年から増加を始めており、「団塊の世代」が65歳以上の高齢者に達することが、高齢者人口の割合増加の要因と推測される。
- 本市の調整済み認定率は、19.3%となっており、全国平均、千葉県平均と比較して高く、船橋市と比較して低い。また、千葉市と同程度となっている。
- 本市の調整済み認定率は、軽度・重度とも昨年度同様、全国平均と比較して高い。

ICHIKAWA

1. 認定率 まとめ

- 本市は、全国平均、千葉県平均、近隣市と比べて、調整済み認定率が高く、一次判定より重度の判定結果となる傾向にある。
- 要因のひとつとして、本市の審査会では一次判定で評価しきれない介護の手間を考慮している。
- 本市の「重度変更率」の推移としては、昨年度と比較して減少しているが、全国と比較すると高い傾向にある。この傾向について、認定審査会と共有し、一層の適正化に取り組んでいく。
- また、要介護認定者で介護サービス未利用者が1割程度存在し、「軽度認定率」（特に要支援1または2）に影響していると考えられる。今後は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進を図るため、関係各所との連携に努める。

ICHIKAWA

2. 受給率について

○在宅・居住系サービス利用者割合

……介護サービス利用者のうち、居宅サービス（在宅・居住系サービス）を利用している者の割合

○（第1号被保険者）サービス受給率

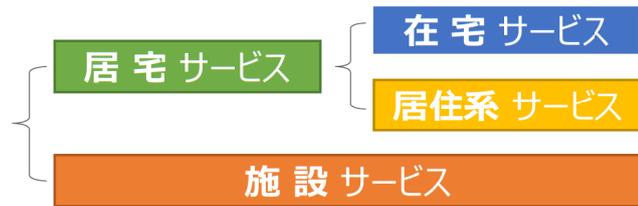
……第1号被保険者のうち、各サービスを受給している者の割合

◆受給率について確認する

①居宅と施設のバランス

②受給率

（在宅・居住系・施設）



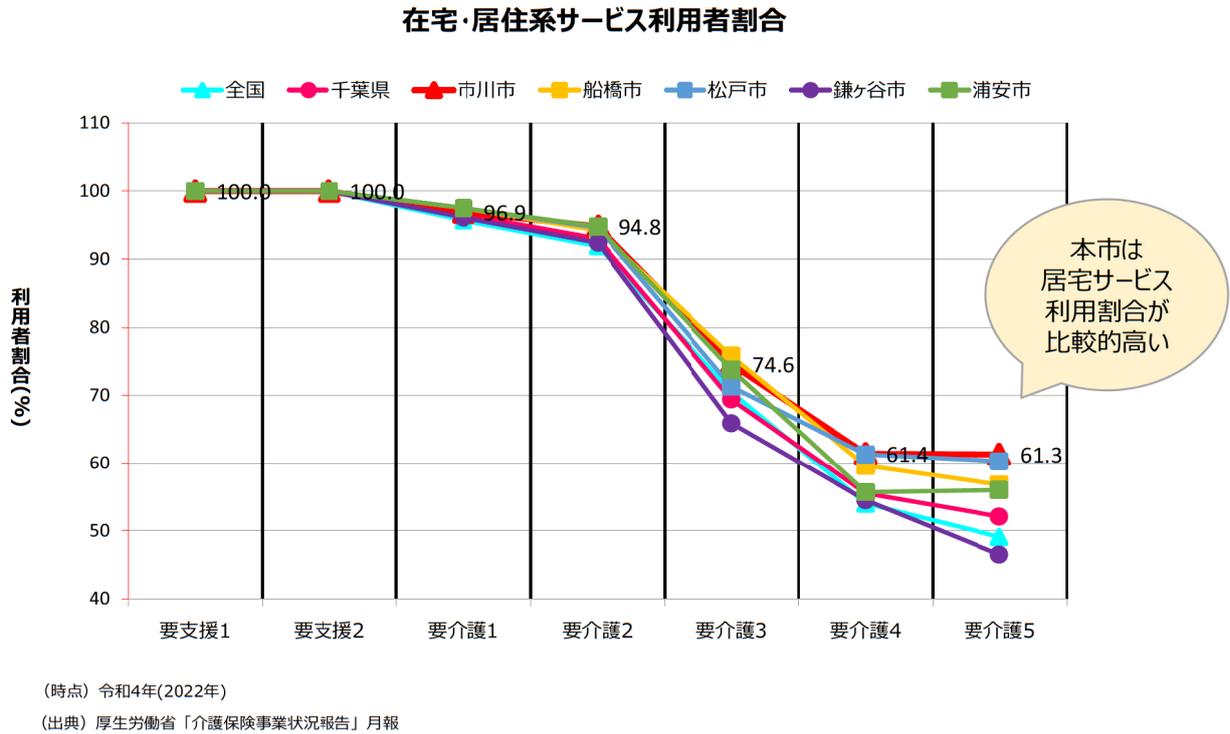
ICHIKAWA

参考) サービスの区分

区分	サービス種別
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護 ○受給者数の算出について 重複カウントを防ぐため、介護予防支援・居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の3サービスの受給者総数の総計を概数としている。
居住系サービス	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

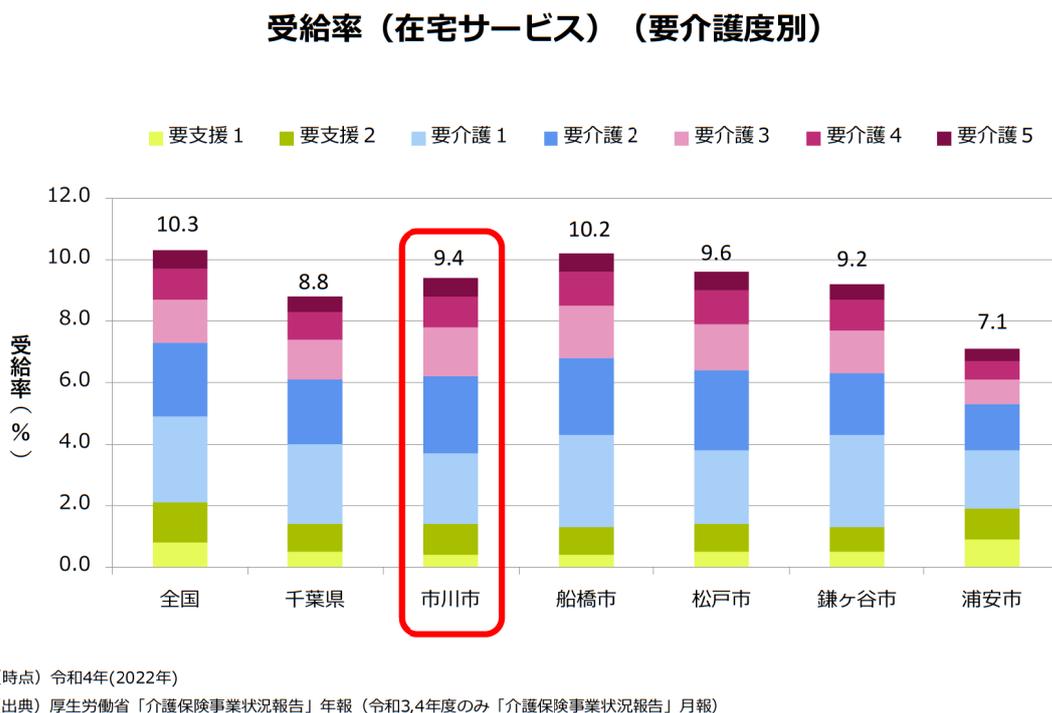
ICHIKAWA

2. 受給率（1）居宅と施設のバランス



ICHIKAWA

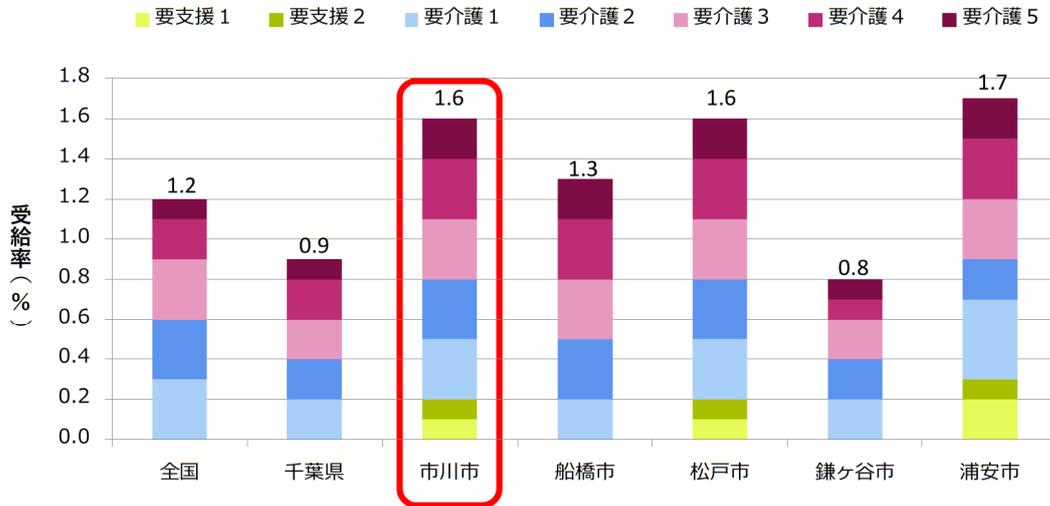
2. 受給率（2）①在宅サービスの受給率



ICHIKAWA

2. 受給率（2）②居住系サービスの受給率

受給率（居住系サービス）（要介護度別）



注) 受給率0.1%未満はグラフ表示なし

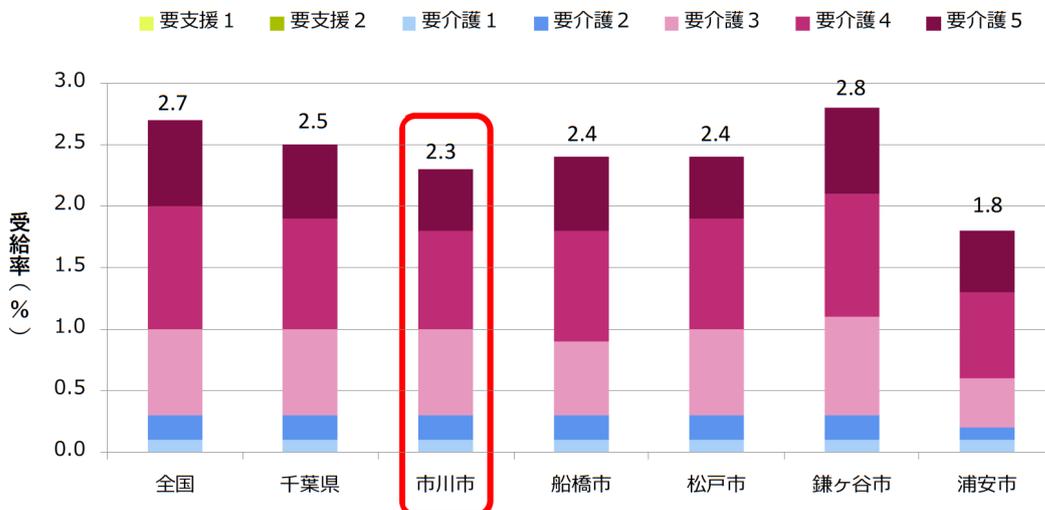
(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

ICHIKAWA

2. 受給率（2）③施設サービスの受給率

受給率（施設サービス）（要介護度別）



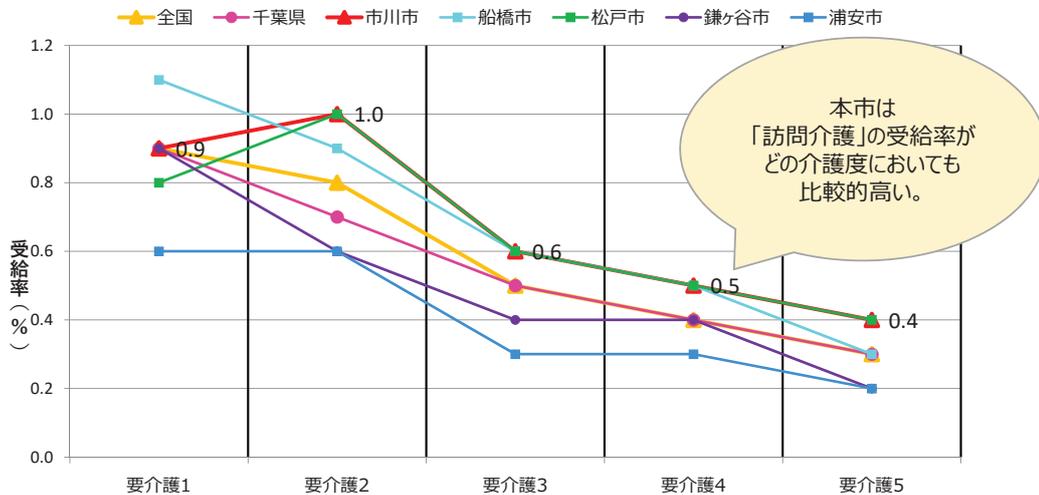
(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

ICHIKAWA

2. 受給率（3）①在宅サービス ＜訪問介護＞の受給率

受給率（訪問介護）（要介護度別）



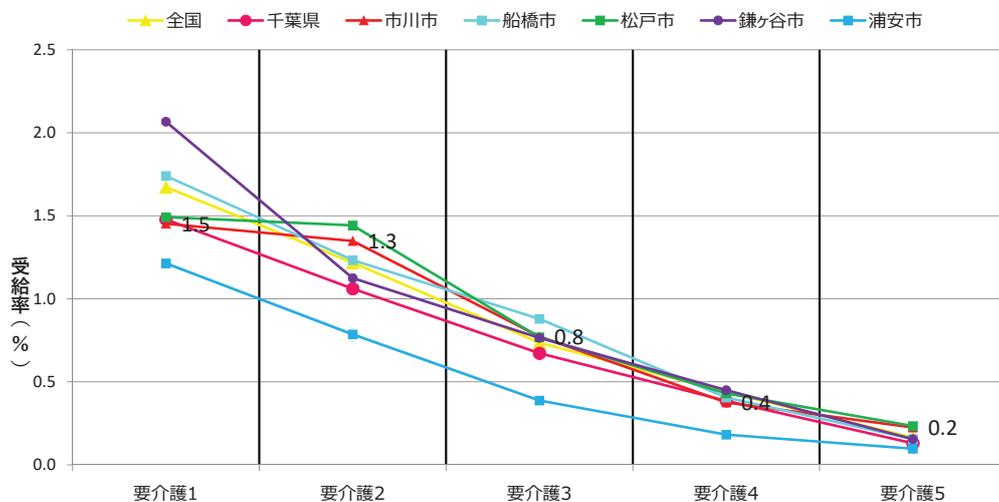
(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

ICHIKAWA

2. 受給率（3）②在宅サービス ＜通所介護・地域密着型通所介護＞の受給率

受給率（通所介護・地域密着型通所介護）(要介護度別)



(時点) 令和4年(2022年)

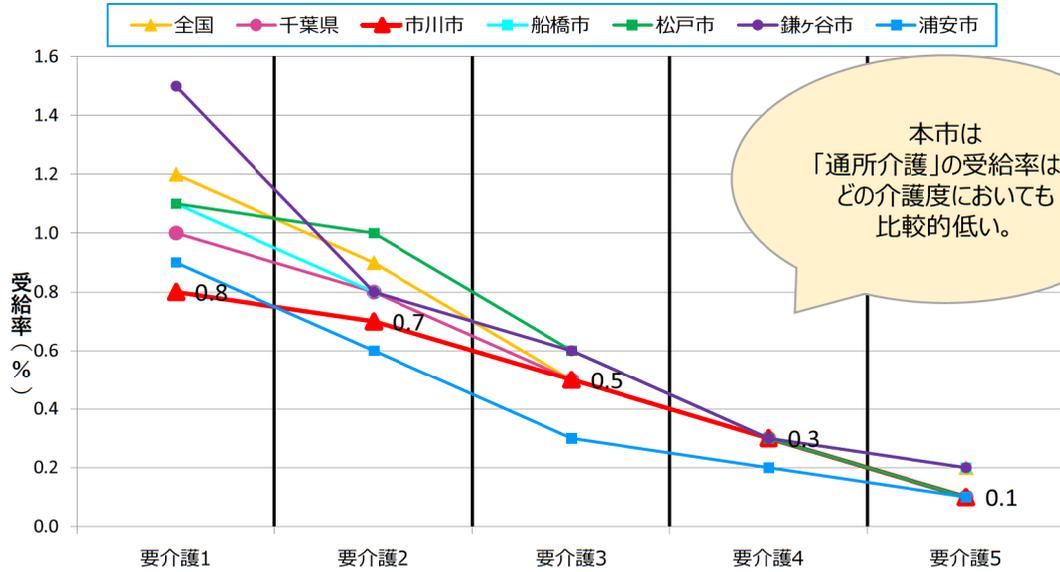
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

ICHIKAWA

2. 受給率（3）③在宅サービス ＜通所介護＞の受給率



受給率（通所介護）（要介護度別）



(時点) 令和4年(2022年)

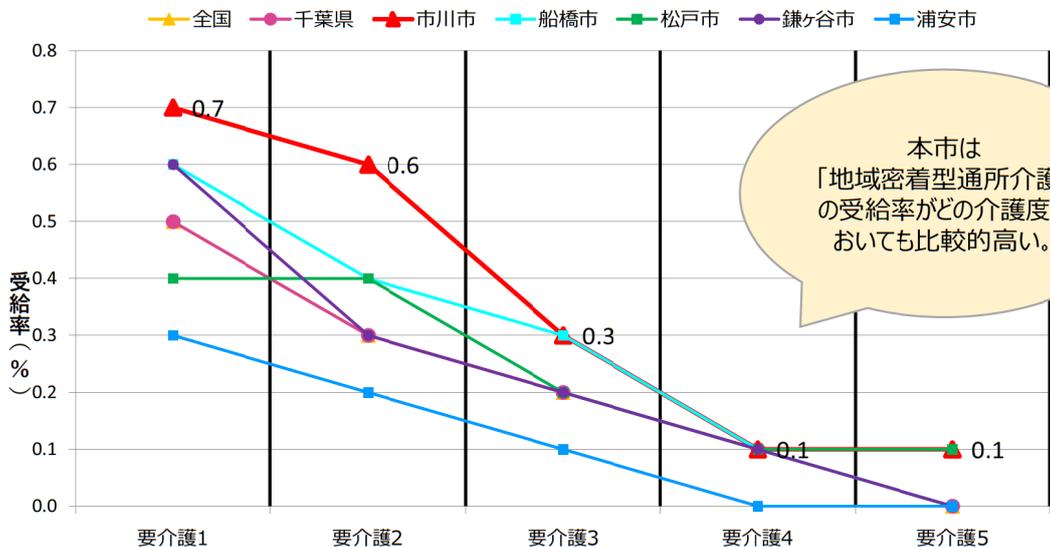
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

ICHIKAWA

2. 受給率（3）④在宅サービス ＜地域密着型通所介護＞の受給率



受給率（地域密着型通所介護）（要介護度別）



(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

ICHIKAWA

日常生活圏域における介護施設等の整備状況（令和4年9月末）

施設系サービス

- 特別養護老人ホーム 16 か所
- 介護老人保健施設 9 か所
- ☀ 介護医療院 1 か所

居住系サービス

- 🏠 ケアハウス 5 か所
- 🏠 介護付有料老人ホーム 15 か所
- ★ グループホーム 21 か所

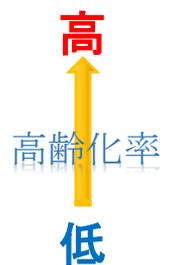
在宅系サービス

- 🌙 小規模多機能型居宅介護 7 か所
- 🕒 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3 か所
- ▲ 地域密着型デイサービス 83 か所
- 🏥 認知症対応型デイサービス 5 か所
- 🏠 夜間対応型訪問介護 1 か所



高齢者人口（令和4年9月末）

	人口	65歳以上	高齢化率	75歳以上	後期高齢割合
北部	99,148人	27,309人	27.5%	15,469人	15.6%
西部	117,735人	26,594人	22.6%	14,978人	12.7%
東部	109,134人	23,303人	21.4%	12,259人	11.2%
南部	166,258人	28,649人	17.2%	13,341人	8.0%
合計	492,275人	105,855人	21.5%	56,047人	11.4%



（出展）市川市統計資料「町丁別・年齢別人口（住民基本台帳）」

2. 受給率 分析

- 居宅（在宅・居住系）サービスと施設サービスのバランスについて、本市は比較的居宅サービスの利用割合が高く、要介護4、5の重度者においても、約6割が在宅・居住系サービスを利用している。
- 第1号被保険者における居住系サービスの受給率は、全国平均と比べて高く、施設サービスの受給率は、全国および千葉県平均と比べて低い。施設サービスの受給率が低い分、居住系サービスが補完していると考えられる。
- 居宅で受けるサービスのうち、訪問介護の受給率は、近隣他市と比較し高い。また、通所介護の受給率が低い分、地域密着型通所介護が補完していると考えられる。
- 日常生活圏域別では、高齢化率は、北部、西部、東部、南部の順に高く、施設サービスは北部に多い。居住系サービスは全圏域に展開している。

ICHIKAWA

2. 受給率 まとめ

- 後期高齢者増加に伴う、重度の要介護者の増加に備え、サービス受給のバランスが保たれるよう引き続き注視し、地域の実情を踏まえた施設及び居住系サービスの適正確保に努めていく。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護といった、中・重度の要介護者の在宅生活を支える地域密着型サービスの充実に努めていく。

ICHIKAWA

3. 1人あたり給付費について

○第1号被保険者1人あたり給付費

……サービス給付費（在宅、居住系、施設）総額を、第1号被保険者数で除した額

【視点】 介護保険財政の健全性

○在宅サービス受給者1人あたり給付費

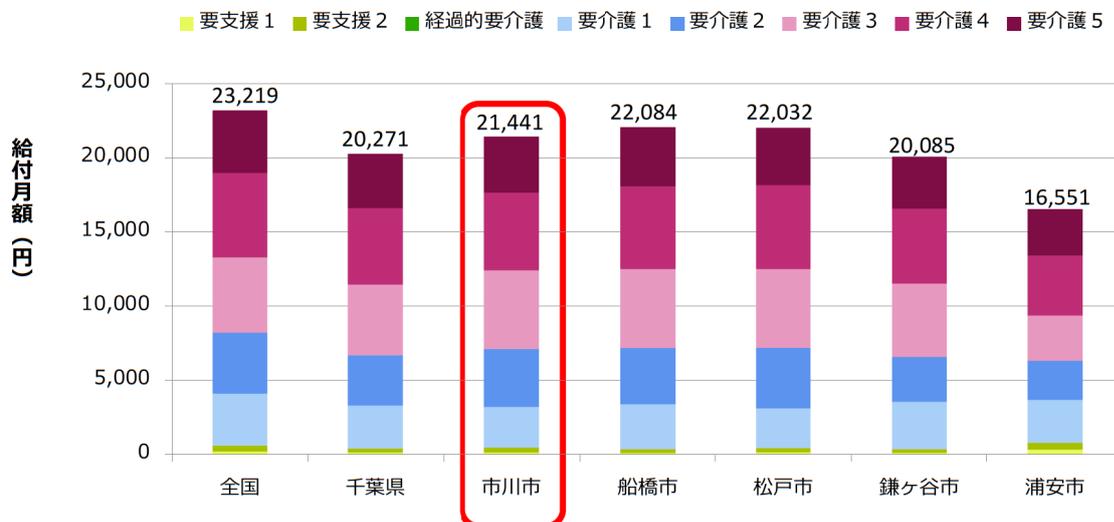
……在宅サービスの給付費総額を、在宅サービスの受給者数の総和で除した額

【視点】 在宅サービスの適正な利用

ICHIKAWA

3. 1人あたり給付費（第1号被保険者）

第1号被保険者1人あたり給付月額（要介護度別）

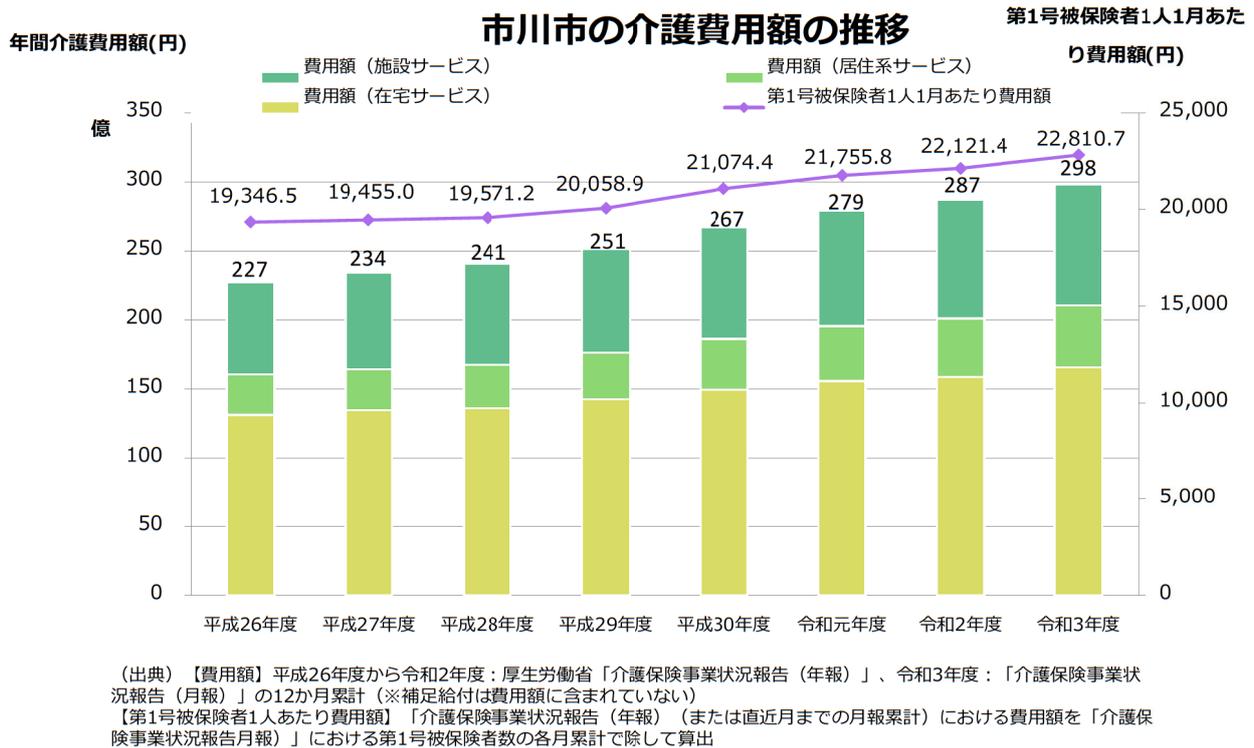


(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

ICHIKAWA

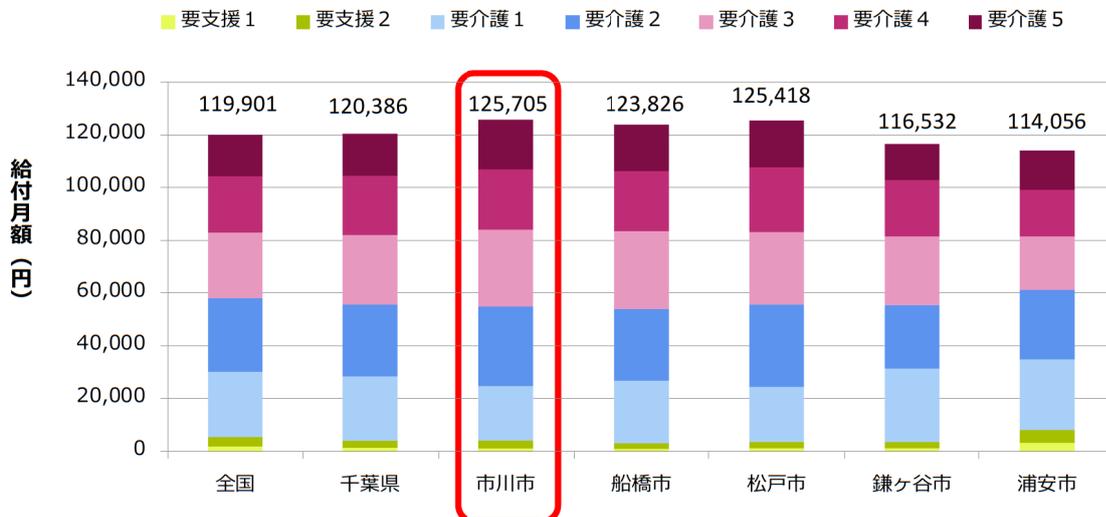
参考) 費用額の推移



ICHIKAWA

3. 1人あたり給付費(在宅サービス受給者)

受給者1人あたり給付月額(要介護度別)



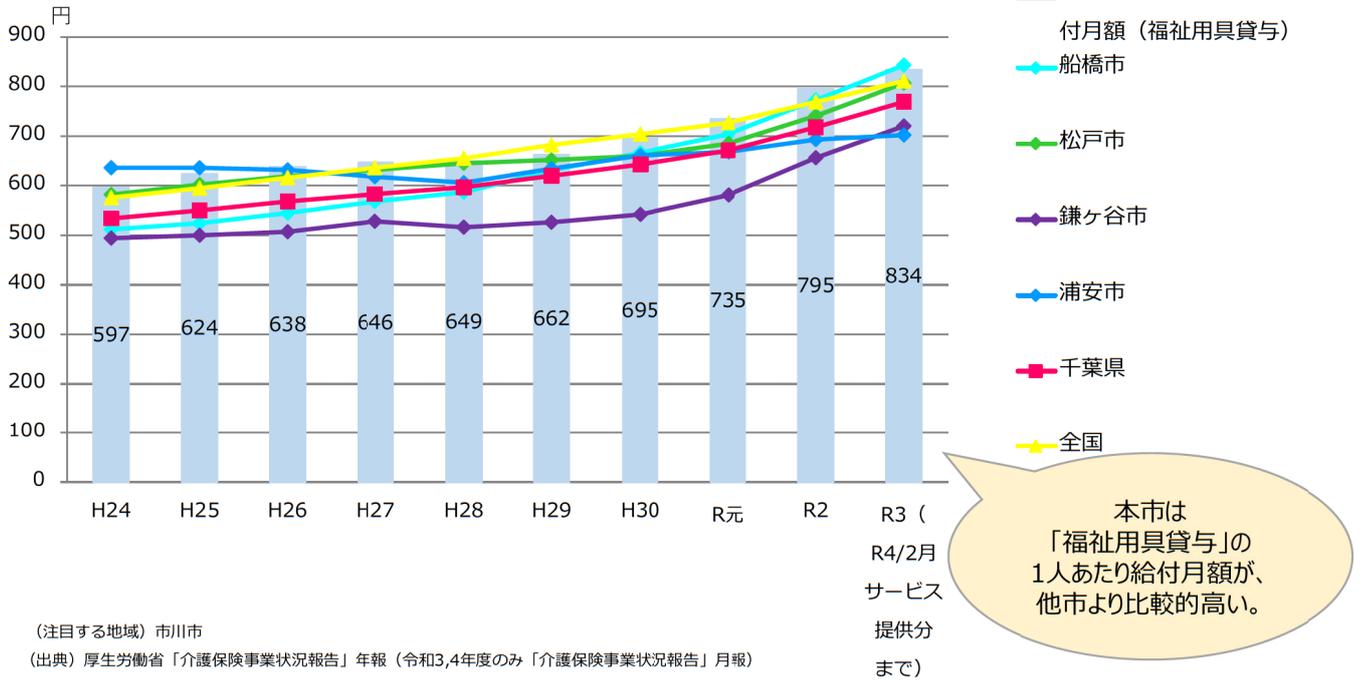
(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

ICHIKAWA

3. 1人あたり給付費（福祉用具貸与）

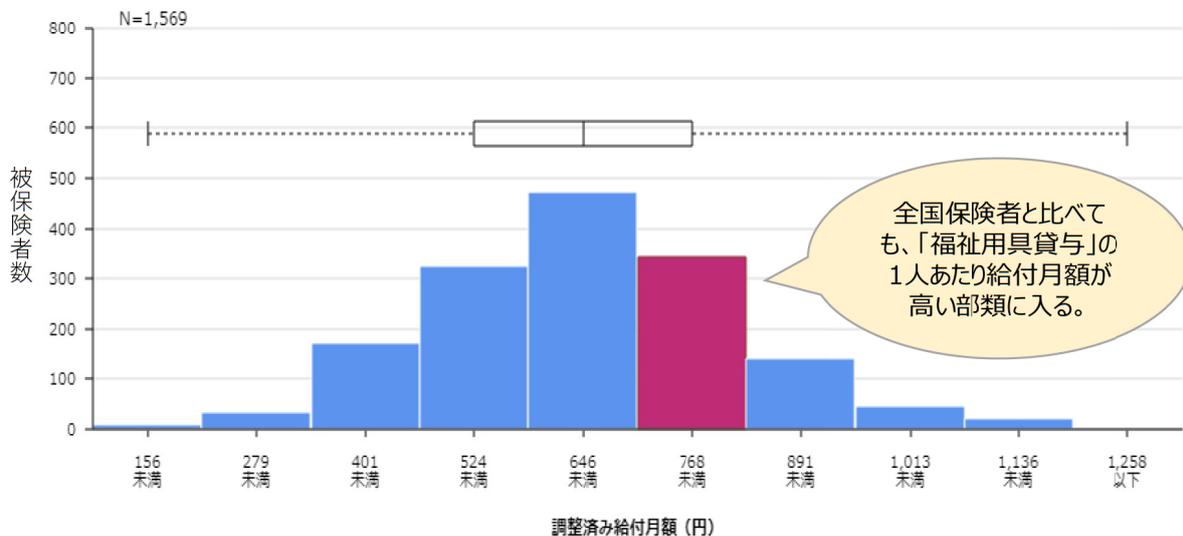
第1号被保険者1人あたり給付月額（市川市）



ICHIKAWA

3. 1人あたり給付費（福祉用具貸与）

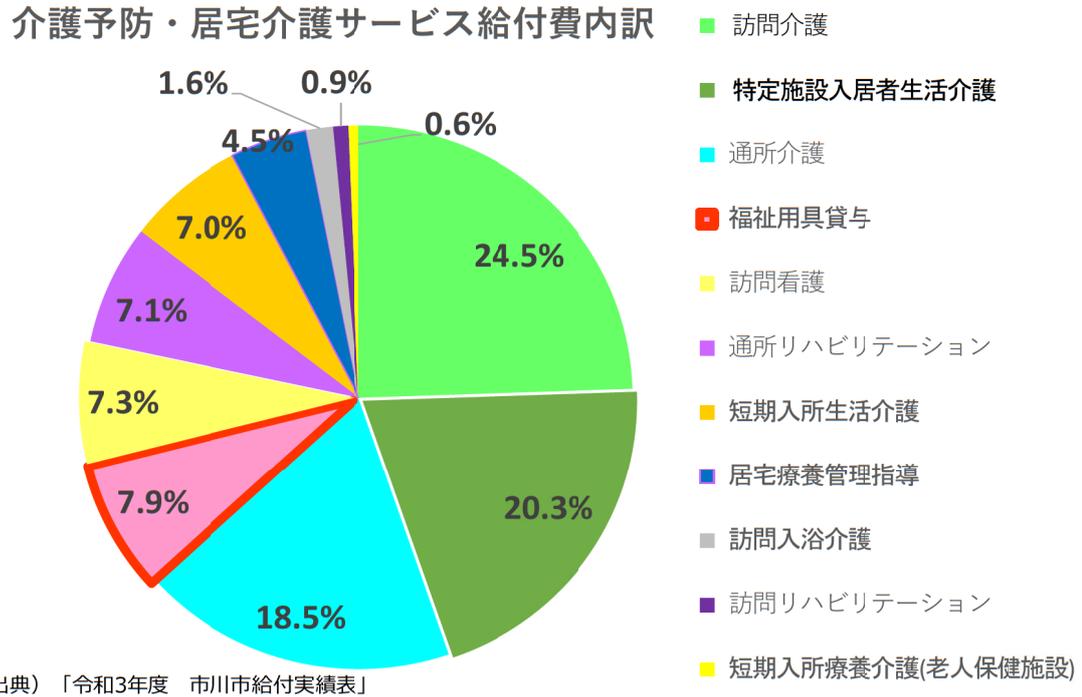
調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（福祉用具貸与）



(時点) 令和2年(2020年) (注目する地域) 市川市
 (出典) 「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」
 赤く表示された区分に、注目する地域が属しています。

ICHIKAWA

参考) 給付費の内訳 (介護予防・居宅介護サービス別)



3. 1人あたり給付費 分析

- 本市の第1号被保険者1人あたり給付月額、県平均を上回り、船橋市、松戸市と同程度に高いが、全国平均を下回っている。
- 在宅サービス受給者1人あたり給付額は、全国平均、県平均を上回り、船橋市、松戸市とほぼ同程度に高い。
- 本市は福祉用具貸与の1人あたり給付月額が、全国平均、県平均を上回り、全国保険者と比較しても高い。
- 本市の介護予防・居宅介護サービスの給付費の構成割合は、訪問介護、特定施設入所者生活介護、通所介護に次いで、福祉用具貸与の給付費が高い。

ICHIKAWA

3. 1人あたり給付費 まとめ

- 在宅サービスについては、過剰なサービス提供とならないよう、ケアプラン点検において、要介護認定ごとの「区分支給限度額」に対する計画率の高いプランを中心に点検することで、給付の適正化を図っていく。
- 福祉用具貸与のみのサービス利用者のケアプランについて、令和4年10月から、長期間にわたる（1年以上）福祉用具貸与の場合に、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者に対し、点検・検証を実施している。
- 福祉用具貸与が、サービス利用者の居宅生活での自立支援等につながっているか、他サービス（住宅改修等）の導入の可能性も考慮し、点検を進めていく。

ICHIKAWA

第6期 市川市介護保険地域運営委員会 委員名簿

令和5年2月1日現在

No.	条例上の区分	所属・役職	氏名
1	保健、医療又は福祉に関し学識経験のある者	淑徳大学 大学院 総合福祉研究科 研究科長	とつか のりこ 戸塚 法子
2	関係団体の推薦を受けた者	市川市医師会 会長	いとう かつひと ◎ 伊藤 勝仁
5		千葉県弁護士会京葉支部 高齢者・障がい者支援センター 副委員長	なんかわ まゆこ 南川 麻由子
4		市川市薬剤師会 理事	にしかわ ともあき 西川 智昭
6		千葉県税理士会市川支部 租税教育推進部長	ひきた のりお 疋田 憲雄
3		市川市歯科医師会 副会長	よしだ えいすけ 吉田 英介
7	被保険者	(第1号被保険者) 市川市自治会連合協議会 常任理事	あわじ ひろし 淡路 洋
8		(第2号被保険者) 市川市民生委員児童委員協議会理事 国分地区民生委員児童委員協議会会長	わたなべ きょうざん 渡邊 恭山
9	介護支援専門員又は指定サービス事業者等で構成される団体の推薦を受けた者	市川市介護支援専門員協議会 (主任介護支援専門員・看護師)	おおの なおこ 大野 直子
10		市川市介護保険事業者連絡協議会 副会長	たかぎ たけし ○ 高木 健

* 委嘱期間：令和3年8月1日～令和6年7月31日(任期3年)

* 敬称略、五十音順

* ◎委員長、○副委員長

令和5年2月1日(水)

令和5年度市川市介護保険地域運営委員会年間スケジュール（予定）

開催月	内容			
	(1) 地域包括支援センターの運営に関する事	(2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営に関する事	(3) 保険給付の適正化に関する事	その他
R5.4月				
R5.5月				
R5.6月				
R5.7月				
R5.8月 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度事業報告 令和4年度運営評価報告 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の指定及び指定更新について 地域密着型サービスの公募について 	令和4年度事業報告	
R5.9月				
R5.10月				
R5.11月				
R5.12月				
R6.1月 第2回	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の指定及び指定更新について 【諮問】事業の基準について 		<ul style="list-style-type: none"> 市川市介護保険事業の特徴把握
R6.2月 第3回	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について 【諮問】令和6年度事業計画について 【諮問】基本指針・運営指針について（仮） 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の指定及び指定更新について 地域密着型サービスの公募について 	保険給付適正化に関する事項 (令和6年度事業計画について)	
R6.3月				